

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(廃掃法)」の一部が改正され、特別管理産業廃棄物の判定基準、廃棄物最終処分場からの放流水の排出基準等が変更されます。(施行日 平成28年3月15日)

〈主な変更内容〉

1. カドミウムの産業廃棄物／特別管理産業廃棄物を判定する基準

1) 燃え殻・ばいじん・鉱さい・汚泥・処理物(廃酸・廃アルカリを除く)

基準値(現行)	基準値(改正後)
0.3mg/L以下	0.09mg/L以下

2) 廃酸・廃アルカリ(処理物を含む)

基準値(現行)	基準値(改正後)
1mg/L以下	0.3mg/L以下

2. カドミウムの一般廃棄物最終処分場・産業廃棄物管理型最終処分場の放流水の排出基準

基準値(現行)	基準値(改正後)
0.1mg/L以下	0.03mg/L以下

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)に基づく排水および産業廃棄物(溶出試験)等の分析についてのお問い合わせは、下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨

環境分析課 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 改正の趣旨

平成23年10月に、カドミウムの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が0.01mg/Lから0.003mg/Lに変更されたことを受け、平成26年12月に排水基準値が0.1mg/Lから0.03mg/Lに変更されました。これら変更を踏まえ、今回改正されることとなりました。

2. 具体的な改正内容

(1) 特別管理産業廃棄物等の関係

1) 特別管理産業廃棄物の判定基準(産業廃棄物/特別管理産業廃棄物を判定する基準)

廃棄物の種類		基準値(改正後)
廃酸又はアルカリ以外	鉍さい又は鉍さいを処分するために処理したもの	0.09mg/L以下
	ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの	
	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの	
廃酸又はアルカリ	鉍さいを処分するために処理したもの	0.3mg/L以下
	ばいじん又は燃え殻を処分するために処理したもの	
	廃酸若しくは廃アルカリ又は汚泥、廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したもの	

2) 有害な産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準 (遮断型最終処分場への埋立が義務づけられている産業廃棄物の判定基準)

廃棄物の種類	基準値(改正後)
燃え殻若しくはばいじん又は燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したもの	0.09mg/L以下
汚泥又は汚泥を処分するために処理したもの	
鉍さい又は鉍さいを処分するために処理したもの	

3) 産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準 (基準に適合しないものは海洋投入処分不可)

廃棄物の種類	基準値(改正後)
有機性汚泥又は動物性残さ	0.03mg/kg以下
無機性汚泥	0.003mg/L以下
廃酸、廃アルカリ若しくは家畜ふん尿	0.03mg/L以下

(2) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令等の関係^(※)

	基準値(改正後)
廃棄物最終処分場から排出される放流水の排水基準	0.03mg/L以下
廃棄物最終処分場廃止時の地下水基準	0.003mg/L以下
安定型最終処分場の浸出水基準	

(※) 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の廃止時には、保有水等の水質検査を2年以上にわたり行うことが必要ですが、本改正前に行われた水質検査の結果については、改正前の最終処分基準省令の排水基準に適合しているか判断するものとする経過措置が設けられます。

3. 産業廃棄物の分析項目と基準値一覧

- 1) 産業廃棄物が下記基準値から外れると『特別管理産業廃棄物』になります。
- 2) 産業廃棄物の試験検査は『排出事業者が年1回以上行う』必要があります。

	汚泥		燃え殻		ばいじん		鉱さい	
	溶出試験(記載があるもの以外はmg/L)							
	対象	基準	対象	基準	対象	基準	対象	基準
水素イオン濃度	●	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀化合物	△注1	不検出	-	-	△注1	不検出	△注1	不検出
水銀又はその化合物	●	0.005	-	-	●	0.005	●	0.005
カドミウム又はその化合物	●	0.09	●	0.09	●	0.09	●	0.09
鉛又はその化合物	●	0.3	●	0.3	●	0.3	●	0.3
有機燐化合物	△注2	1	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物	●	1.5	●	1.5	●	1.5	●	1.5
砒素又はその化合物	●	0.3	●	0.3	●	0.3	●	0.3
シアン化合物	●	1	-	-	-	-	-	-
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	△注2	0.003	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	△注2	0.3	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	△注2	0.1	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	△注2	0.2	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	△注2	0.02	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	△注2	0.04	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	△注2	0.2	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	△注2	0.4	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	△注2	3	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	△注2	0.06	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	△注2	0.02	-	-	-	-	-	-
チウラム	△注2	0.06	-	-	-	-	-	-
シマジン	△注2	0.03	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	△注2	0.2	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	△注2	0.1	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物	△注2	0.3	△注2	0.3	△注2	0.3	△注2	0.3
ダイオキシン類	△注3	3ng- TEQ/g	△注4	3ng- TEQ/g	△注4	3ng- TEQ/g	-	-
1,4-ジオキサン	△注2	0.5	-	-	-	-	-	-
含水率	●	85%以下	-	-	-	-	-	-
熱灼減量		-	●	10%以下	-	-	-	-
全油分	●	5%以下	-	-	-	-	-	-
引火点	-	-	-	-	-	-	-	-

①●印、△印は実施すべき分析項目を示します。

②●印は『必ず実施』すべき分析項目を示します。

③△印については、次により省略することができます。

注1：総水銀が検出されなければ省略することができます。

注2：政令で定める事業場(いわゆる特定排出事業所)に該当しない場合であって、製造過程等発生フローからみて含有するおそれがないものについては、省略することができます。

注3：廃棄物焼却炉である特定施設において、産業廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥(排ガス洗浄施設排出されたものに限る)に該当しない場合にあつては、省略することができます。

注4：廃棄物焼却炉である特定施設において産業廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん(集じん施設によって集められたものに限る。)又は燃え殻に該当しない場合にあつては、省略することができます。

④政令第2条第13号に掲げる廃棄物については、処理前の廃棄物に準じて取り扱って下さい。

⑤過去3年以内の分析値が基準の1/2以上であった項目については、搬出時ごとに分析を行って下さい。

⑥前項の規定にかかわらず、次の汚泥等の分析は省略することができます。

- (1) 食料品製造業から排出される汚泥及びガソリンスタンドの洗車汚泥については、含水率及び油分以外は省略することができます。
- (2) 動物のふん尿処理施設、土木建設工事、浄水場及び生コン製造施設から発生する汚泥については、含水率以外は省略することができます。
- (3) クリーニング業から排出される蒸留残さ汚泥及び廃油については、全項目省略することができます。
- (4) 鋳物廃砂については、全項目省略することができます。

⑦製造過程等発生フローからみて含有するおそれのないものと認められる項目、または、排出時の性状、状態が購入時と変化していない廃棄物(バッテリー、試薬等)については、静岡県廃棄物リサイクル課および各健康福祉センターと協議の上、省略することができます。

RIKKA TOPICS

臭気分析のご案内

弊社は、臭気測定業務を統括できる「臭気判定士」の有資格者が在籍し、臭気試験室や器材を備え、臭気指数を適正に測定できる事業所として、(公社)におい・かおり環境協会から「第2種臭気測定認定事業所」(登録番号 307号)の認定を受けています。

試料採取



試料採取は、対象とする事業場の操業状況、気象状況等に配慮し、事業場から排出された悪臭が住民の生活環境に対して、最も影響を与えている地点を選定して行います。

パネルの選定



嗅覚検査に合格した人から6人をパネル(実際においを嗅ぐ人)として選定します。

被検試料作製



袋を3個用意し無臭空気を入れ、1個に採取試料を注入します。

判定試験



これら3個の袋の中から採取試料の入ったにおいのある袋を1つ選び、6段階の尺度(6段階臭気臭気強度法)の官能評価をします。



試験終了判定、結果

段階的に無臭空気でもめられた検体の臭いを嗅ぎ、その臭いを感知できなくなったときの薄めた倍率の平均値(臭気濃度)から算出されます。

臭気分析についてのお問い合わせは下記担当者まで

環境調査課 後藤 彰、広瀬崇史

第2種臭気測定認定事業所(登録番号 307号)

立華株式会社 本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654